

## 笠原町建設業一人親方組合のご案内

### ◆当組合にご加入いただける方。

1. 建設業に携わる一人親方及び同居の事業専従者。  
土木、建築その他の工作物の建設・改造・修理・破壊もしくは解体等またはその準備の事業に従事される方で、労働者を全く使用しない方です。大工・とび・左官・造園・電気配線・水道工事等々特に職種は限定されていません。  
\*パート・アルバイトを使用しているも、年間100日未満であれば一人親方とみなされます。
2. 元請工事を請負わない方。
3. 多治見市在住の方。市外在住の方は多治見市内の事業所にて請負業者である旨証明が必要です。(所定用紙)

### ◆労災保険料、組合費等について

1. 労働保険料（給付基礎日額）について  
\*給付基礎日額は、労働保険による休業給付・障害給付等を受給される場合に算定の基礎となるものです。  
例えば休業給付の支給が認められた場合、4日目以降から給付基礎日額の80%（60%=休業給付・20%=特別支給金）を受給できます。  
\*給付基礎日額（労働保険料）は下記により選定してください。  
\*給付基礎日額を年度途中に変更することはできません。

給付基礎日額	労災保険料（年間）
5,000円	34,675円
6,000円	41,610円
7,000円	48,545円
8,000円	55,480円
9,000円	62,415円
10,000円	69,350円
12,000円	83,220円
14,000円	97,090円
16,000円	110,960円
18,000円	124,830円
20,000円	138,700円

2. その他の経費  
(1) 組合の運営費＝年間3,000円（加入者一人あたり）

### ◆労災保険料の算定基礎となる労災保険料率は毎年見直されます。

将来改正される場合がありますが、ご了承ください。